

## 東京大学現代日本研究センター内規

令和2年6月25日

総長裁定

(趣旨)

第1条 この内規は、東京大学現代日本研究センター（以下「センター」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、本学の人文科学・社会科学の諸分野の連携強化を図り、理系諸分野との文理融合的な研究領域の開拓をも視野に入れて、現代日本社会における諸課題の解決やそのメカニズムの解明をテーマに、分野横断的、かつ、グローバルな相対的視点による研究を推進することにより、その学術成果を広く国際的に発信・還元し、本学における研究・教育の発展に寄与し、もって、本学が、より持続可能な地球社会の実現を目指した地球規模の共同体形成に貢献に資することを旨とする。

(事業)

第3条 センターは、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 新たな日本研究の創造
- (2) 現代日本に関する学際的・分野横断的研究の全学的な推進
- (3) 現代日本に関する研究を担う若手研究者の育成
- (4) 本学の日本研究者と国内外の大学・研究機関等との組織的連携（共同研究を含む。）の強化・推進
- (5) センターにおける研究に必要な会議の開催
- (6) センターにおける研究成果の社会への発信及び還元
- (7) その他前条の目的達成のために必要な業務

(組織等)

第4条 センターに、センター長を置く。

- 2 センター長は、本学の教授のうちから総長が指名する。
- 3 センター長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 センターに、兼任教員、特任教員、特任研究員、事務職員、特任専門員及び特任専門職員を置くことができる。
- 5 前項の特任教員の選考は、東京大学総長室総括委員会内規及び東京大学総長室総括委員会教員選考に関する申し合せによるものとする。

(運営委員会)

第5条 センターに、その管理及び運営に関する重要事項を審議するため、運営委員会を置く。

2 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(有識者委員会)

第6条 センターに、センター長の諮問に応えるための有識者委員会を置くことができる。

2 有識者委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第7条 センターに関する事務は、本部国際戦略課で行う。

(補則)

第8条 この内規に定めるもののほか、センターの運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この裁定は、令和2年7月1日から実施する。